

住民基本台帳ネットワークシステムで

ひろくIoT社会

平成14年8月5日から、改正住民基本台帳法が施行されます。これは、デジタル・ネットワーク社会の急速な進展の中で、住民サービスの向上と行政事務の効率化を推進するために、「住民基本台帳ネットワークシステム」の整備を進めることを目的としています。

住民基本台帳ネットワークシステムとは？

住民サービスの向上や、行政事務の効率化を推進するために、行政の高度情報化の推進が必要不可欠となっています。住民基本台帳ネットワークシステムとは、改正住民基本台帳法の施行に基づき整備される住民基本台帳をネットワークでつなぎ全国規模で本人確認を効率的に行えるようにするためのシステムです。

改正住民基本台帳法が施行

住民基本台帳とは、市町村に住んでいて、住民登録している人の氏名、性別、生年月日、住所などを公証したり、選挙人名簿の登録やそのほかの住民に関する事務処理の基礎にしたりするもので、ほとんどの市町村で電算化されています。

今回の法律の改正により、8月から

住民票の記載事項として、新たに住民

票コード（無作為に抽出された11桁の個人番号）が加えられ、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、国の機関などに対する本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コードなど）の提供を行うための仕組みとして、住民基本台帳ネットワークシステムが整備されることとなります。

8月に住民票コードを通知します

住民基本台帳ネットワークシステムを運営するため、8月5日現在、住民登録されている市民のみなさんに住民票コードを通知します。このコードを住民票の記載事項として加えることで、次のようなメリットが生まれます。

全国共通の本人確認ができる仕組みが整備

ことし8月以降順次、全国共通の

本人確認ができる仕組みが整備されていきます。

国の行政機関などで行われている恩給の支給などの給付手続きや、不動産鑑定士の登録などの資格付与には、住所確認、生存確認のため、住民票の写しを請求される場合があります。

住民基本台帳のネットワークが整備されると、本人確認情報が都道府県や指定情報処理機関（*1）に電子情報として保有され、国の行政機関などに提供できるようになります。これにより、住民票の写しをとったり、証明を受けに行ったりする負担が軽くなります。

*1：指定情報処理機関とは、都道府県の「本人確認情報」の処理事務の一部を行うため、総務大臣により指定された機関です。平成11年11月に、指定情報処理機関として、（財）地方自治情報センターが指定されています。

平成14年8月以降順次実施

『全国共通の本人確認ができる仕組みが整備されます。』

各種行政手続の住民票の写しの添付が、不要となります。

住民票の写しを忘れてしまったわ



住基ネットで確認できるので、住民票の写しは不要です！

インターネット申請に際し住民票の写しの添付に代わる役割を果たします。

インターネット申請をしたけれど、住民票の写しはどうすればいいのかな



住基ネットを活用し、インターネット申請を可能とする方策を講じます！

さらに将来は...

平成15年8月実施予定

『住民基本台帳事務が効率化されます。』

住民基本台帳カードの交付

市町村の条例の定めにより、カードメモリの空き領域を活用して、必要な情報を記録できます。これにより印鑑登録や福祉サービスなど、多目的な行政サービスを行うことができます。

印鑑登録証やたくさんのカードがあって大変だ



住民基本台帳カードが希望者に交付されます。また、このカード1枚でいろいろなサービスが受けられます！

住民票の写しの広域交付

住民基本台帳カードの提示で全国どこの市町村でも住民票の写しの交付を受けられます。

住民票の写しをとるために、仕事を休まなくちゃならないわ



住基ネットで、どこでも住民票の写しがとれます！

転入転出の特例

住民基本台帳カードの交付を受けている人が、ほかの市町村に引っ越しする場合、転出地の市町村あてに一定の事項を記入した転出届を郵送などで提出すれば、転出証明書なしで、転入手続きをすることができます。

引っ越しの忙しい時に2回も役所に行くのは大変ね



住民基本台帳カードを持っている人は、窓口に行くのが転入時の一回で済みます！

平成15年8月からは、住民基本台帳事務が効率化され、住民基本台帳カード（*2）を利用することで、各種サービスを受けることができるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市町村でしか受けられません。また、引っ越しの場合には、まず、住んでいる市町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引っ越し先の市町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードを利用することで、全国どこの市町村でも、住民票の写しの交付が受けられたり、引っ越し

住民基本台帳カードでさまざまなサービスが

のときに窓口に行くのを転入時の一回だけで済むようにしたりすることができます。

住民基本台帳ネットワークについて
くわしくは市民課（☎20 152 5）へ。

*2：住民基本台帳カード（ICカード）は、住民からの申請によって市町村が発行するものです。市町村の条例の定めにより、多様なサービスを受けることや身分証明書として活用することも可能となります。

将来的には、インターネット申請などに必要な本人確認に利用することが考えられています。

住民基本台帳ネットワークシステムの2つの目的と3つの実現事項

